

佐久市介護予防・日常生活支援総合事業（令和3年4月1日～）

訪問型サービス

サービスの種別	訪問介護相当サービス 独自（A2）	訪問型サービスA 緩和した基準によるサービス（A3）	
サービスの内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用継続が必要なケース ○下記のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供	
実施方法	事業所指定	事業所指定	
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> 管理者……常勤・専従1以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能） 訪問介護員等…常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 サービス提供責任者…常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤職員可能） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者……常勤・専従1以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能） 従事者……必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は研修受講者】 訪問事業責任者……従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】
	設備	<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品
	運営	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持、健康状態管理 秘密保持等 廃止、休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ個別サービス計画の作成 従事者の清潔の保持、健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持等 事故発生時の対応 廃止、休止の届出と便宜の提供
報酬及び利用者負担額	<ul style="list-style-type: none"> *国が示す報酬単価を準用（加算同様） ・週1回程度利用 11,760円/月 ・週2回程度利用 23,490円/月 ・週2回程度を超える利用 37,270円/月 ●負担割合は1割（高額所得者は2～3割） 	<ul style="list-style-type: none"> *市独自の単価 ・2,400円/回（45分～60分） （本人や家族状態等を的確に把握した上での自立やQOL向上目的で支援を行う） ●負担割合は1割（高額所得者は2～3割） 	
利用回数	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、週1回程度利用（状況に応じて週3回まで利用可） ※1. 事業対象者において週3回利用を希望する場合は、「総合事業対象者（区分限度額・利用回数）変更申請書」を介護予防サービス・支援計画票と合わせて給付係へ提出する。 ※2. 要支援認定者においては国の基準に準ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、週1回程度（状況に応じて週2回まで利用可） 	

通所型サービス

サービスの種別	通所介護相当サービス 独自（A6）	通所型サービスA 緩和した基準によるサービス（A7）	
サービスの内容	通所介護と同様のサービス生活機能の向上のための機能訓練	ミニディサービス・運動・レクリエーション 等	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービスの利用を促進 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供	
実施方法	事業所指定	事業所指定	
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> 管理者……常勤・専従1以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能） 生活指導員…専従1以上 介護職員……15人以下 専従1以上 15人超 利用者1人に専従0.2以上 機能訓練指導員…1以上 看護職員…単位ごとに専従1以上 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者……常勤・専従1以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能） 従事者……15人以下 専従1以上 15人超 利用者1人に必要数
	設備	<ul style="list-style-type: none"> 食堂、機能訓練室（3㎡×利用定員以上） 静養室、相談室、事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上） 必要な設備、備品
	運営	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持、健康状態管理 秘密保持等 廃止、休止の届出と便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ個別サービス計画の作成 従事者の清潔の保持、健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持等 事故発生時の対応 廃止、休止の届出と便宜の提供
報酬及び利用者負担額	<ul style="list-style-type: none"> *国が示す報酬単価を準用（加算同様） ・週1回程度利用 16,720円/月 ・週2回程度利用 34,280円/月 ●負担割合は1割（高額所得者は2～3割） 	<ul style="list-style-type: none"> *市独自の単価 ・3,400円/回（4時間以上、送迎あり、入浴なし） ・3,900円/回（4時間以上、送迎あり、入浴あり） ・3,100円/回（4時間未満、送迎あり、入浴なし） ・3,600円/回（4時間未満、送迎あり、入浴あり） ●負担割合は1割（高額所得者は2～3割） 	
利用回数	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、週1回程度利用（状況に応じて週2回まで利用可） ※1. 事業対象者において週2回利用を希望する場合は、「総合事業対象者（区分支給限度額・利用回数）変更申請書」を介護予防サービス・支援計画票と合わせて給付係へ提出する。 ※2. 要支援認定者においては国の基準に準ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則：月2回利用（状況に応じて週1～2回まで利用可） 	

サービスの種別	通所型サービスB 住民主体による支援サービス	通所型サービスC 専門職による短期集中サービス（A7）	
サービスの内容	住民主体による要支援者等に対して、体操・運動等の活動を行う集いの場を提供し、閉じこもり等の防止を支援するサービス	自立した日常生活を営むことができるよう、運動機能の向上その他一人一人に合った必要な日常生活上の支援及び個別プログラムによる生活機能訓練を短期間（6か月まで）に集中的に行うサービス	
対象者とサービス提供の考え方	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービスの利用を促進」 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービスの利用を促進」 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供	
実施方法	登録	事業所指定	
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・役員3名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者・・・・・・・・常勤・専従1以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能） ・従事者は、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士等の、適切に職務が行える資格を有すること。サービス提供事業所においては、介護予防事業2年以上等、専門職によるサービスを適切に実施するに足る経験を有すること。 ・従事者・・・・・・・・8人以下 専従1以上 8人超 利用者1人に必要数
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に必要な場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・必要な設備、備品
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供
報酬及び利用者負担額	佐久市生活支援サービス等支援補助金交付要綱に定める額（補助金） <ul style="list-style-type: none"> ●利用者負担：実施団体が設定 	＊市独自の単価 ・3,600円/回（2時間程度） 実績払い ●負担割合は1割（高額所得者は2～3割）	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業対象者の心身の状態の維持改善を目的とした内容であること ●1か月に1回以上実施すること ●1回あたりの実施時間は概ね2時間とすること ●実施にあたり、毎回、「佐久市健康長寿体操」等介助予防に資する体操を実施すること ●実施にあたって、外部講師等を積極的に活用すること 	<ul style="list-style-type: none"> ●従業者による事前アセスメント 従業者は、プログラムの開始前に、利用者の心身機能把握及び身体機能を踏まえたプログラムの実施に係る危険性についての評価を行うとともに、関連するQOL（生活の質）等の個別の状況についても把握し、評価する。 ●体力測定の実施 従業者は、握力、片脚立位、5m歩行、5m最大歩行の体力測定を実施すること ●個別援助計画書の作成 従業者は、事前アセスメントと体力測定の結果を踏まえ、利用者ごとのプログラムの内容、実施期間、実施回数等を記載した個別援助計画書を作成し、その内容を利用者に説明する。併せて、当該利用者に対し、運営事項を記載した文書を交付してその内容を説明し、当該プログラムの提供の開始について同意を得るものとする。 なお、個別援助計画書の作成に当たっては、実施期間については、6か月程度とし、利用者の負担とならず、かつその効果を記載することができるスケジュールを設定すること。また、一定期間ごとに一定の目標を定め、利用者の状況に応じて、角の負担が掛からないようにプログラムを設定すること ●プログラムの実施 従業者は、個別援助計画書に基づき、運動（ストレッチ、筋力強化等）を実施する。なお、1回のプログラムの中に、セルフケアのための学習時間を入れること。また、1か月に1回、サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録すること ●従業者による事後アセスメント 従業者は、プログラムの終了時に事後アセスメントを行い、目標の達成度、身体機能、生活活動能力等の総合評価を行うとともに、利用者が継続して運動を行うことができるように配慮する。 	